



事務連絡
令和5年12月15日

独立行政法人労働者健康安全機構
勤労者医療・産業保健部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課治療と仕事の両立支援室長

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）に悩む方の治療と仕事の両立に向けた取組の周知について（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）にかかった後、ほとんどの方は時間経過とともに症状が改善しているとされていますが、いまだ不明な点が多いものの、一部の方で長引く症状（罹患後症状、いわゆる後遺症）があることがわかってきています。

厚生労働省では、下記の「参考」のとおり、厚生労働省ホームページで罹患後症状の情報発信を行うなど、罹患後症状に関する理解の促進に取り組んでいるところですが、治療と仕事の両立支援等の観点を含め、職場における罹患後症状に関する理解の一層の促進を図るため、別添のとおりリーフレットを作成しました。

つきましては、都道府県産業保健総合支援センター及び労災病院において本リーフレットを配架・配布いただくなど、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）に悩む方の治療と仕事の両立に向けた取組の周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（参考）厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00402.html

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部
労働衛生課 治療と仕事の両立支援室
（担当）佐藤
電話：03-5253-1111（内線 5578）